

鳥潟会館庭園保存活用計画策定業務

企画提案書

令和7年5月

1. 業務実施体制

代表取締役
計画部門統括

■■■■ (主任技術者)
(文化財庭園修復・造園、実務経験 35 年)
〔一級造園施工管理技士、二級建築士〕

【保存活用計画業務実績 (滋賀県抜粋)】

- ・名勝金剛輪寺明壽院庭園 (平成 25 年度、令和 5 年度)
- ・名勝胡宮神社社務所庭園 (平成 26 年度)
- ・名勝西明寺本坊庭園 (平成 26 年度、令和 4 年度)
- ・名勝多賀神社奥書院庭園 (平成 28 年度) ・名勝旧秀隣寺庭園 (平成 30 年度)
- ・史跡清滝寺京極家墓所 (令和 3 年度) ・名勝兵主神社庭園 (令和 4 年度)
- ・史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園 (令和 5 年度※)

取締役
設計部門統括

■■■■ (照査担当者)
(造園・土木・設計、実務経験 34 年)
〔一級造園施工管理技士、一級土木施工管理技士、RCCM (造園)〕

【計画業務実績 (抜粋)】

- ・史跡下之郷遺跡基本計画,基本設計他 (平成 16 年度、平成 18~22 年度)
- ・史跡芦浦観音寺保存活用計画、整備基本計画 (平成 30 年度、令和元年度)
- ・史跡草津本陣保存活用計画 (令和元年度)

【実務】

《主担当》研究員

■■■■ (造園・設計、実務経験 3 年)
※その他造園設計実務経験 19 年

【計画業務実績 (抜粋)】

- ・史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園
保存活用計画策定業務
(令和 5 年度~8 年 3 月)

【設計監理業務実績 (抜粋)】

- ・名勝慶雲館庭園 (令和 3 年度~9 年 3 月)
- ・名勝臨濟寺庭園 (令和 4 年度~8 年 3 月)

《計画業務補佐》研究員

■■■■ 造園・計画、実務経験 5 年)
〔博士 (学術)、学芸員資格〕

【保存活用計画業務実績 (抜粋)】

- ・名勝旧益習館庭園 (令和 4 年 3 月策定)
- ・名勝旧諸戸氏庭園 (令和 6 年 3 月策定)
- ・名勝臥龍山荘庭園 (令和 6 年 3 月策定)

主任研究員・計画部門長

■■■■ (造園・計画、実務経験 16 年)
〔一級造園施工管理技士〕

【保存活用計画業務実績 (抜粋)】

- ・特別史跡特別名勝鹿苑寺 (金閣寺) 庭園
(令和 5 年 3 月策定)
- ・名勝兵主神社庭園 (令和 5 年 3 月策定)
- ・特別史跡特別名勝慈照寺 (銀閣寺) 庭園・
史跡慈照寺 (銀閣寺) 旧境内 (令和 7 年 3 月策定)
- ・史跡賀茂別雷神社境内 (令和 6 年度~)

《業務補佐》研究員

■■■■ (建築・造園、実務経験 11 年)
〔一級建築士、技術士補 (建設部門)〕

【設計監理業務実績 (抜粋)】

- ・特別史跡特別名勝毛越寺庭園
(令和 3 年度~)
- ・名勝仙巖園附花倉御仮屋庭園
(令和 3 年度~)
- ・名勝諸戸氏庭園 (令和 3 年度~)
- ・名勝妙国寺庭園 (令和 6 年度~)

2. 業務実施方針

(1) 実施方針

保存活用計画の策定は、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年3月・文化庁文化財部記念物課）及び「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（最終変更令和5年3月・文化庁）（以下、「策定等に関する指針」という）を参考に検討するが、庭園はふたつとして同じものがなく、それぞれ固有の価値を有し、また管理運営の背景も異なることから、固有の価値を明確にし、鳥潟会館庭園の置かれている実情を理解しながら検討を進めていく。

鳥潟会館庭園は、「鳥潟会館庭園名勝地調査報告書」（令和5年3月・大館市教育委員会）（以下、「名勝地調査報告書」とする）に庭園とその周辺の概要や本質的価値、構成要素を整理していることから、これらの記載内容を基本として整理を進める。保存活用計画は、大館市が設置する「鳥潟会館庭園保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」における指摘事項や議論をふまえ、修正や見直し、編集を行う。

(2) 本業務に対する考え方

「策定等に関する指針」の趣旨においては、「保存活用計画の作成・推進を通じて、（中略）厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上」すること、また、「保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等において共通の認識となり、所有者だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される」とある。

計画策定においては、「名勝地調査報告書」に示された本質的価値と、価値を構成する部位となる構成要素をふまえ、現在の庭園の現状と課題を把握し、課題解決のために必要な対応方針を設定し、行動指針を明確にしていく。

計画策定では、鳥潟会館庭園の固有性を理解しつつ、所有者である大館市や学識者である委員、県・文化庁などの行政機関、その他関係者との協議・議論を踏まえ、丁寧に計画内容を積み上げていく。

保存活用計画は、今後20年を視野に入れたおよそ10年間の行動計画を示すものであり、今後の鳥潟会館庭園の大きな取り扱い指針を設定するものである。そのため事業実施に当たっては、刻一刻と変わる状況を踏まえ、当初計画に縛られることなく能動的に計画を見直していく必要がある。この保存活用計画が鳥潟会館庭園の当面の行動指針となることから、現実的で実態に基づいた関係者が利用しやすい計画書となるように、これまでの文化財の専門的知見を發揮し、文化財が良好に保存継承されるための環境を整えられるよう取り組むたい。

3. 業務の履行に必要となる項目及び内容

仕様書に示された項目に沿い、業務の履行に必要となる項目及び内容、計画策定にあたって配慮すべき点などについて記載する。

(1) 現地調査

「名勝地調査報告書」に示す基礎資料をもとに現地調査や聞き取り調査を行い、現状における問題点及び課題について抽出し取りまとめる。

現地調査や聞き取り調査で把握した現状と課題は、保存管理、活用、整備、運営体制ごとに整理し、図や表を用いて理解しやすい形で取りまとめる。ここで取りまとめる内容は、今後の計画を検討する上での基礎資料となり、整備など具体的な対策にも繋がることから、今後の取扱いを勘案した上で、緊急度や優先順位などを意識しながら作業を進める。

(2) 調査報告書の見直し、編集

本計画では、「名勝地調査報告書」の内容を把握し、現地調査により、策定当時の記載内容をもとに見直し箇所や変更の有無を確認し、整理する。

① 本質的価値

庭園は、作庭から現在までの間に、所有者や用途の変更、改変などを受けたものも多いが、時代ごとに大切にされながら、人々の関わりの中で脈々と受け継がれてきたものである。その特徴や歴史、現在置かれている状況は、庭園ごとに異なるものであり、適切に保存管理していくためには、個別の状況を見極めていくことが重要である。

なかでも要となるのは、庭園の本質的価値である。庭園の保存活用においては、常にこの本質的価値を念頭におく必要があり、これこそが保存継承されていくべき最も重要な指標となる。鳥潟会館庭園の本質的価値は、「名勝地調査報告書」の中で、精神性・時代性・文化性の観点から評価している。

鳥潟会館庭園の本質的価値

- ・【精神性】残された多数の史料より作庭過程と施主の作庭意図が明らかな造営
- ・【時代性】邸宅と一体となって継承された時代的特徴を持つ庭園
- ・【文化性】関西での社交により培われた文化性が感じられる庭園

の3項目を抽出し整理されている。

また、その後令和6年に名勝指定されたが、指定説明文においても「医学者鳥潟隆三が自らの意思を反映して秋田県の実家に造営した近代庭園で、現在までその姿をよく伝え、また作庭の意図や過程も明らかである。芸術上及び鑑賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値は高く」とまとめられている。これらの本質的価値をふまえ検討を進める。

② 地区区分の設定

庭園空間のなかには、立地や建造物との関係性等によって異なる意図をもって作庭される空間があり、それぞれの空間に適した保存方針や活用方針を検討する必要がある。

鳥潟会館庭園においては、「名勝地調査報告書」で示す8つの地区区分を基本として、指標年代とした時代の空間の利用や特性を踏まえながら、保存活用における地区区分を設定し、取扱い方針を検討していく。また、庭園の価値を効果的に伝えるためのエントランスやガイダンスなど活用の方向性についても考慮しつつ、地区区分を設定する。

「名勝地調査報告書」で示す地区区分

- ① 門構え（敷地東側道路に面する表門と石塀）
- ② アプローチ（表門から主屋玄関に至る通路）
- ③ 主屋前庭（主屋南の応接間及び食堂に面する庭）
- ④ 主庭（中門と芝庭、園池、社殿周辺）
- ⑤ 茶室周辺（腰掛待合及び茶室の露地）
- ⑥ 中庭（離れ東側の中庭）
- ⑦ 土蔵周辺（主屋北西の裏庭、土蔵）
- ⑧ 旧畑（戦時中に畑であったところ）

③ 構成要素の特定

庭園の保存・整備を進めるうえにおいては、保存対象となる構成要素を計画で具体的に示しておくことが必要である。「名勝地調査報告書」では、地区ごとに構成要素が整理されている。公開活用や維持管理において必要な要素についても、庭園の保護基盤を安定化させるものであることから、位置づけを明確にしておく必要がある。

保存活用計画策定後に補助事業で整備を実施する場合、整備対象となる要素が、保存活用計画で「本質的価値を構成する要素」や「公開活用に必要な要素」等に定められていることが求められる。したがって、要素の抽出には遺漏がないよう注意が必要である。

また、庭園の本質的価値を構成する要素は、『史跡等整備のてびき』（平成17年・文化庁文化財部記念物課）で示された7つの構成要素（地形・地割、石組、水系、植栽、構造物、建造物、その他）を基本的な分類として、立地や眺望、地上及び地下遺構などについても、抽出し整理する。また、庭園の往時の様子を詳細に表す図面や文書類についても本質的価値を補完する資料として留意する必要がある。

「名勝地調査報告書」では、地区ごとに構成要素を整理し、その他の項目では眺望地点や管理・活用に必要な要素も含めて整理されている。

指定地内の「本質的価値を構成する要素以外の諸要素」については、指定地の管理・活用に必要な要素などによって整理される。指定地外に価値と関係する要素がある場合にも、今後の保護体制を考えるうえにおいて、記載しておくことが必要である。

(3) 現状と課題の抽出

本業務にあたっては、「計画の策定等に関する指針」に基づき、保存管理、活用、整備、運営体制に係る現状を把握し、本庭園の本質的価値を確実に保存継承するために解決すべき課題を抽出する。

なお、指定範囲外であっても、庭園からの可視範囲に位置する建造物のほか、庭園への給排水などの要素についても、本庭園の維持や景観に関係するため、それらの関連する要素の課題を併せて抽出する。

① 課題の整理

抽出した構成要素については、庭園の保存・活用・整備・運営体制における現状と課題を整理・抽出し、緊急度による優先順位を設定しておくことで整備事業へと円滑に進めることが可能となる。ここでは、優先順位の設定における考え方を「短期的課題」とそれ以外で区分して整理する。

【短期的課題としての検討基準】

安全：来園者等に危険を及ぼす可能性があるもの

保存：本質的価値を構成する諸要素が損傷し、放置すると原状へ復することが困難なもの

価値：文化財庭園としての価値を著しく損なう状態であるもの

景観：庭園としての景観及び眺望を阻害しているもの

利用：公開活用において支障があるもの

短期的課題以外に、庭園の本質的価値を確実に保存し、来園者の理解を深め、その魅力を広く普及していくための活用を行っていくには、以下の基準が次の段階として考えられる。

- ア.本質的価値を構成する要素のうち修復や整備が必要な要素で、緊急性は高くないが整備等によって価値が明確化されるもの
- イ.本質的価値と密接に関わる要素で修復や整備が必要なもの（失われた建造物の整備等）
- ウ.本質的価値の理解を補完するもの（ガイダンス施設・説明板等の設置、園路整備等）
- エ.利活用の促進と安全確保（便益施設、ユニバーサルデザイン、柵設置等）

鳥潟会館庭園においては、文化財庭園保存技術者協議会が令和4年に開催した実技技能研修並びに第17回文化財庭園フォーラムにおいて、樹木の安全及び修景的対応が実施されており、通常的安全管理の対策については一定の水準を担保していると言えるが、庭園の見どころである園池の漏水及び座敷前の流れが枯れているなど、保存及び価値、景観的支障が発生している。周遊しながら景色が展開する回遊式庭園の作庭意図が樹木の成長や構造物の撤去などにより、空間の結界性薄れており、樹木の手入れと共に添景となっている石橋などの工作物の保存修理や園路整備など安定した回遊同線の担保も必要となっている。また、庭屋一如と評されるように、庭園と庭園を鑑賞する場及び庭園の造形物としての建造物の老朽化も深刻であり、特に扇

峰庵（茶室）、腰掛待合など、露地空間の回復が大きな課題と言える。主屋についても、秋田県指定文化財であるため、保存及び価値利用の観点からも秋田県教育委員会に修理に関する協力を得る必要がある。

水系と建造物の修理、回遊性の回復が当面の大きな課題と考えられるが、利用上必要な柵などの工作物の更新や案内施設設置など、活用促進についても検討していく必要がある。

(4) 基本方針の策定

保存活用計画は 20 年を見据える計画であり、事業推進のため通底した理念となるスローガンを掲げ、目指す目的を関係者で共有しつつ事業を進めていく。そのために必要な取組みの方向性を示すため、保存管理、活用、調査、整備、運営体制の基本方針を定める。指定範囲外の関連する要素についても、本庭園の保存活用や整備に必要と判断される場合には、その取扱い方針に言及する。

(5) 保存管理と現状変更の取り扱い

保存管理や修復整備のために構成要素の現状を変更する行為を行う場合は、文化庁等への申請許可を行う必要があることから、指定地内で想定される行為を踏まえつつ、申請基準を整理しておくことも保存活用計画策定の重要な目的である。

(6) 活用と整備、運営計画の整理

① 活用

国民の財産でもある文化財の活用は日本文化を広く一般の理解を深めるためにも不可欠であり、公共財としての義務とも言える。また、価値の理解や周知が進まないということは、文化財を保存継承していくための環境が整わないことを意味し、衰退の道をたどることとなる。一方、避けられない課題として、活用に伴う構成要素の劣化や損傷等があり、来園者による地盤の踏圧や損傷、橋等の構造物や石材の劣化・摩耗など、庭園も他の文化財と同様に、注意すべき点は多い。本質的価値を損なわずに公開を行うことは、すべての文化財が抱える課題であり、保存と活用は常に一体的に考えていく必要がある。

また、文化財は地域の重要な観光資源でもあり、地域行政の総合計画や観光施策、文化財大綱や地域計画といった上位計画に、その活用が位置づけられていることも多い。したがって、上位計画における文化財の役割を具体的に示し、必要に応じて他施設や他部門との連携を図っていくことも、効果的な活用を進めるうえで不可欠である。効果的な活用を継続し、地域での認知を高めることは、保存整備や維持管理の予算確保にも繋がるため、この点でも重要な課題と言える。

鳥潟会館庭園は、地域が誇る先人である鳥潟隆三氏の思いを受け継ぎ、守り続けてきた庭園であり、秋田県に造られた近代庭園の代表的なものの一つとしてその価値を認められ、国の名勝に指定されるに至った。

鳥潟会館庭園の保存と活用を推進するためには、大館市の歴史文化資源の活用を視野に入れておく必要がある。公共財である文化財の保存活用は本質的価値に基づくものとはいえ、地域

の理解がその行方を左右するといっても過言ではなく、根拠に基づく良質な保存整備とともに活用との両立が不可欠である。

② 整備

庭園の整備においては、委員会や行政機関など関係する様々な専門家のもつ知識や経験を最大限活かしていくことが重要である。

今後、整備を実施する際には、「保存のための整備」と「活用のための整備」を区別して計画する必要があり、そのためにも、保存活用計画のなかで「保存」と「活用」の両立について考える必要がある。

保存のための整備は、水系及び建造物の修理、回遊性の回復を主眼とし、状況に応じて整備を推進する。活用のための整備は、安全柵や案内施設の整備などのハードの整備を行いつつ、デジタルサイネージやスマートフォン、インターネットなどの媒体を活用したソフト展開についても検討を行う。また、資料館の展示内容の更新やあり方、ガイダンスについても検討が必要である。

③ 運営体制の整理

保存管理の体制

文化財庭園は、「生きた遺構」と呼ばれることがある。これは、庭園が自然と対峙する場であり、生長する植栽、長時間をかけて風化する石材、降雨等の影響を受ける表土、そして周辺環境の変化によって変わっていく水系や景観・眺望など、時とともに変化することを前提とした文化財だからである。これらの変化に対して、まず重要となるのが日常の維持管理行為である。適切な維持管理を行っていても、数十年に一度は本格的な修復整備工事が必要となるが、基本は日常の維持管理であり、それは修復整備事業の実施中であっても、庭園全体において継続していくものである。「生きた遺構」である庭園を維持していくためには、規模の大小を問わずに苦勞を伴うものであり、管理者の意向や現況の管理体制を踏まえつつ、現場の実情を踏まえた長期的に実現可能な計画としておく必要がある。したがって、保存活用計画において、維持管理方法や管理動線、バックヤードの確保等を検討しておくことが望ましい。さらに、伝統的な庭園を管理するための技術研鑽や、人材の育成についても位置づけておく必要がある。文化財の保存には専門技術が不可欠であり、文化庁は各種文化財の伝統的な技術者を後世に継承していくため「選定保存技術」制度を設け、技術の保存に向けた助成事業などを行っている。文化財庭園を保存するための技術は、「文化財庭園保存技術」として平成14年7月に文部科学大臣によって選定されている。そして、選定保存技術保存団体として同年に認定された「文化財庭園保存技術者協議会」によって、伝統的技術の継承を目的とした実技研修や保存修復現場の見学会等が、全国の文化財庭園を舞台として継続的に実施されている。計画の策定にあたっては、これら保存技術などの伝統工法に関する知識をもとに、現場の技術者へのヒアリング等も行いながら、安定した管理体制を長期的に維持できるよう、検討を進めていく。

運営体制と事業の進め方

文化財庭園の保存活用及び修復整備にあたっては、客観性や真実性を担保するために、専門家で構成された委員会において合議のうえ決定することが奨励されており、国庫補助を利用する際には委員会が組織されることが通例である。

保存活用計画の策定も、この体制下で行うこととなる。庭園は、施主や庭師（親方）の見立てによって現場で造られてきた側面が大きく、庭園に関する設計図や竣工図といった決定的な史料が残されていることは極めて少ない。また、植物の生長や周辺環境の変化によって庭園景観が変わっているほか、所有者が変わるなどして改変を受けていることも多い。そのような状況のなかで本質的価値を見定め、保存活用方針を立てるために、委員会での合議が必要となる。その構成員は、学識経験者や文化財行政の担当者を基本としながら、それぞれの庭園の実情に合わせて各分野の専門家を加えたものとなる。合議制とは、多様な意見を集約していくものであり、議論の途中では意見が分かれることも当然のこととして発生する。また、委員会では決めきれない細部の協議事項やより専門的な検討が必要な項目について、別途協議や現地指導などにより、適切な判断ができるよう運営していくことも重要である。さらに、文化財の保護は、文化財保護法を基本とした制度の中で、必要な手続きを踏みながら進めていく必要がある。鳥潟会館庭園を適切に保存していくためには、様々な手続きや調整が必要となるが、庭園の保存活用という主眼を忘れず、現実的に実行可能な案として集約していくのが、事務局に求められる運営能力である。我々のような設計事務所も、専門技術の行使はもとより、事務局の一部としてコンサルタントの役割も発揮しつつ、計画を策定していくことが重要であると考え、そのような姿勢を心がけている。また、合議制の基礎となる委員会資料においては、審議すべき論点を整理し、課題解決に向けて必要な情報を適切に選択し、限られた時間の中で方針を導きだせるよう提示していく。

(7) 保存活用計画書の編集

計画は、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に示された構成を基本とし、本庭園の実情に沿った内容で、必要な情報を過不足なく記載できるよう編纂する。また、計画は、当該文化財の所有者が、保存管理的確性の向上、迅速な修理や活用の実施、それらに必要な法手続きなどを進めるうえで必要な情報をまとめるものであるが、その他の関係者や行政機関、地域住民などとも認識を共有するための媒体ともなり、持続可能な運営体制の構築に繋がることを期待されるものである。

したがって、専門家以外にも分かりやすい表現を心がけるとともに、保存すべき価値を明確にし、保存活用の理念と方針を示し、そのために必要な取組みを具体的に示すなど、報告書全体を一連の流れで構成することを意識して編集する。

また、配置する史料や図表、写真などについては、文章を補足したり、計画内容の根拠を示したりする上で重要であるため、その意図が的確に伝わるよう選択し、レイアウトを工夫する。

計画は、計画期間中の保存活用における指針となるものであるため、正確を期すことを第一として校正を行う。文章については、表記の統一や読みやすさについても校正作業において確

認する。図面や写真については、適切な内容であるかに加え、色の見やすさや画質などについても確認する。

(8) 打合せ協議

打合わせ協議では、業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡をとり、所有者ならびに担当行政からの要望を理解するために、ヒアリングを実施し、その後、作成した資料は委員会前に共有し、内容の事前確認を行う。

(9) 委員会の運営補助

本業務は、単年度での計画策定であることから、本計画の策定にあたって開催する策定委員会（年2回程度）の委員会資料についても、報告書の完成形を想起できる体裁で目次構成に従って作成する。また、各回の主要な議題や、前回の審議内容などを明確に示し、充実した審議を行うための資料を準備する。

また、委員会後には、審議内容及び修正方針について協議し、次の会議や計画書編集に向けて必要な内容を共有する。

4. 業務スケジュール案および業務フロー

(1) 全体スケジュール

本業務は単年度の事業であり、令和7年(2025)6月から令和8年(2026)3月までの10ヵ月間で、計画書の印刷校正までを実施する予定である。この限られた期間の中で効率的に業務を進めるべく、打合せ回数を初回、中間2回、完了の4回とし、委員会を秋・冬の2回と想定し、全体スケジュールを示す。

(2) 作業の進め方

調査結果や抽出した課題などは、委員会で指導・助言を得て計画書に反映する必要がある。2回の委員会で指導・助言を得られるよう、委員会資料などの準備を進める。各委員会で想定される審議内容などを下に示す。

①第1回委員会(令和7年10月を想定)

本庭園の沿革や、庭園をとりまく環境、本質的価値、地区区分、構成要素などの基本情報については、「名勝地調査報告書」を踏襲して再整理した内容を示す。また、現地調査を第1回委員会までに実施し、現状と課題を提示する。

それらに基づき現状における課題を抽出し、長期に及ぶことの多い事業の一貫した理念を持って取組めるようスローガン(大綱)を設定、計画がぶれずに推進できる環境を整える。その上で日常管理などの維持管理の方策、今後検討する活用の施策、文化財の価値を高めていく調査研究の考えなどについて審議する。

②第2回委員会(令和8年1月を想定)

第1回委員会で受けた指導・助言を反映した修正案に加え、保存活用計画の全体像を第2回委員会で示すものとする。新たな審議項目として、文化財本体の保存修理及び文化財を守り伝えるための施設整備、今後の安定的な維持運営を行うための体制づくりについて、検討を行う。

そして、それらの項目について、取組の序列、優先順位を検討し今後の事業スケジュールと当面(今後10年)の行動計画を実施計画として提示するなど、計画の具体策を審議する。

③計画書の作成

第2回委員会後は、2回の委員会で得た指導・助言の内容を再確認して計画書を編集し、必要に応じて書面等で委員会の確認を得たうえで、印刷校正を実施する。

業務スケジュール（案）

業務内容	令和7年							令和8年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 現地調査	■									
(2) 調査報告書の 見直し、編集	■									
(3) 現状と課題の 抽出	■									
(4) 基本方針の策 定		■								
(5) 保存管理と現 状変更の取り扱 い			■							
(6) 活用と整備、運 営計画の整理				■						
(7) 保存活用計画 書の編集								■		
(8) 打合せ協議	■ 業務着 手			■ 委員会 事前			■ 委員会 事前			■ 業務完 了
(9) 委員会の運営 補助					■ 第1回 委員会			■ 第2回 委員会		

業務フロー（案）

年	月	業務内容	委員会（年2回程度）
令和7年	6月	<業務着手> (1) 現地調査（6～7月頃）	
		(2) 調査報告書の見直し、編集（6～7月頃） ⇒1～4章に再編集	
		(3) 現状と課題の抽出（6～7月頃） ⇒6～10章の2節に記載	
	7月	(4) 基本方針の策定（7～8月頃） ⇒5章に記載	
	8月	(5) 保存管理と現状変更の取り扱い （8～10月頃） ⇒6章に記載	
	9月	(6) 活用と整備、運営計画の整理 （9～11月頃） ⇒7～12章に記載 <委員会事前打ち合わせ> <委員会資料の編集>	
10月		【第1回委員会】 ・「名勝地調査報告書」 の確認 ・5～8章について	
11月	<指摘事項の反映>		
12月			
令和8年	1月	(7) 保存活用計画書の編集（1～3月） ⇒全章編集 <委員会事前打ち合わせ> <委員会資料の編集>	【第2回委員会】 ・第1回委員会指摘事項 の修正 ・9～12章について
	2月	<指摘事項の反映>	【委員最終確認】 ・第2回委員会指摘事項 の修正
	3月	<業務完了> （3月20日） <指摘事項の反映> <成果品の作成>	
			（印刷刊行）※別途

目次構成と委員会での審議内容（案）

はじめに 例言

第1章 計画策定の経緯と目的

- 第1節 計画策定の経緯
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 委員会の設置と経過
- 第4節 関連計画
- 第5節 計画の対象範囲・期間

第2章 指定地周辺の概要

- 第1節 自然
- 第2節 社会
- 第3節 歴史
- 第4節 文化財

第3章 指定地の概要

- 第1節 指定に至る経緯
- 第2節 指定の状況
 - 第1項 指定告示
 - 第2項 指定説明文
 - 第3項 指定地の現状
 - 第4項 指定地内の文化財
- 第3節 沿革と史料
 - 第1項 沿革
 - 第2項 史料
- 第4節 発掘調査

第4章 指定地の本質的価値

- 第1節 本質的価値
- 第2節 構成要素の特定

第5章 大綱・基本方針

第6章 保存管理

- 第1節 保存管理の基本方針
- 第2節 保存管理の課題
- 第3節 保存管理の方法
- 第4節 現状変更等の取扱

第7章 活用

- 第1節 活用の基本方針
- 第2節 活用の課題
- 第3節 活用の方法

第8章 調査

- 第1節 調査の基本方針
- 第2節 調査の課題
- 第3節 調査の方法

第9章 整備

- 第1節 整備の基本方針
- 第2節 整備の課題
- 第3節 整備の方法

第10章 運営・体制

- 第1節 運営・体制の基本方針
- 第2節 運営・体制の課題
- 第3節 運営・体制の方法

第11章 実施計画

第12章 経過観察

「名勝地調査報告書」の記載内容確認

第1回委員会審議内容

第2回委員会審議内容

巻末資料／図版目次／参考・引用文